

【紹介手数料の返還】

第6条 甲が乙に支払う紹介手数料について、次に該当する場合は以下の金額を返還するものとする。但し、甲の丙に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の雇用契約内容と異なる場合、または労働基準法等の法令違反に起因する退職の場合等の甲の責めに帰すべき事由または不可抗力の場合はこの限りではない。

甲へ入社した日より起算して1ヶ月以内に、丙の責めに
帰すべき事情により退職または解雇に至った場合・・・紹介手数料の80%を返還

甲へ入社した日より起算して3ヶ月以内に、丙の責めに
帰すべき事情により退職または解雇に至った場合・・・紹介手数料の50%を返還